

公募企画

公募企画シンポジウム13

地域包括ケア時代に歯科の情報連携はどうあるべきか

2017年11月22日(水) 15:45 ~ 17:45 |会場 (10F 会議室1009)

[3-I-3-PS13-2] 日本歯科医師会の個人情報保護に関する考え方

神田 貢（公益社団法人日本歯科医師会 歯科医療IT化検討委員会）

政府は「日本再興戦略改定2016」において医療保険のオンライン資格確認および医療等 ID（保健医療分野の情報連携に用いる識別子）制度を2018年度から段階的に運用開始することなどを閣議決定した。日本歯科医師会としてもこれまでに「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」に歴代の担当常務理事が参画し議論を行ってきた。また日本歯科医師会歯科医療 IT化検討委員会では機微性の高い個人情報である医療情報を保護し目的外使用が行われないよう留意しつつ、医療データを安全に共有することで高度な医療・介護を目指すことも重要であるとした答申を行ったところである。また、個人番号カードの普及促進もにらんだ医療保険のオンライン資格確認が平成30年度から段階的に導入されることに備える必要性についても言及した。歯科診療所の電子レセプト普及率（支払基金調べ）は平成29年3月診療分での件数ベースでは96.0%、医療機関数ベースでは87.3%が対応しているものの、オンライン請求に限っては医療機関数ベースで14.7%に留まっている。（光ディスク等電子媒体によるものは72.6%だった）こうした現状のままオンライン資格確認制度が開始されても対応できる歯科医院は少ないのが現状である。併せて地域医療連携用 ID（仮称）によってどのような体系で連携が実践されていくのかについても今後の注視が必要である。また、地域医療連携（地域包括ケアシステム等）における公的個人認証（HPKIカード）の在り方についても検討した。HPKI（Healthcare Public Key Infrastructure）とは、保健医療福祉分野公開鍵基盤の略語であり、保健医療福祉分野における法的資格をネットワーク上で証明することが可能な電子署名の公開鍵基盤である。国家資格を有する歯科医師も当然 HPKIの発行対象となる為、日本歯科医師会が認証局を立ち上げ、厚労省の認証局との相互接続によって正式な認証機関としての運用を目指すべきとの意見を答申したところである。

日本歯科医師会の個人情報保護に関する考え方

日本歯科医師会歯科医療 IT 化検討委員会 委員長 神田 貢^{*1}

The approaches to protect personal data by Japan Dental Association

Mitsugu Kanda^{*1}

^{*1} Chairman of Japan Dental Association Committee of IT Introduction in Dental Care

The Japan Dental Association (JDA) Committee of IT Introduction in Dental Care has examined how to promote medical information sharing to improve the quality of medical and nursing care, while paying ample attention to protect its sensitive personal information. We have also discussed utilization about the Healthcare Public Key Infrastructure (HPKI) to verify dentists' national qualification.

Keywords: JDA, Personal information, HPKI

我が国における医療情報の保護と活用に向けた様々な取り組みにおいて、日本歯科医師会がこれまで関与してきた内容等を紹介し、今後の課題について提示したい。

厚労省社会保障分野サブワーキンググループ及び医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会の合同開催により、平成 24 年 9 月に「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」が取り纏められた。この中で、「特に医療等 ID (仮称) と医療等中継 DB (仮称) は、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある。」とされたところである。

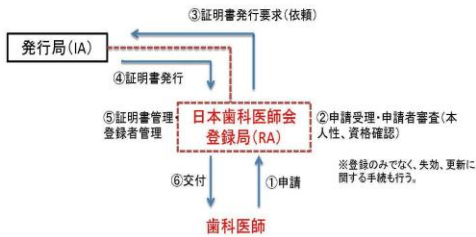
一方で、社会保障・税番号制度の整備として、平成 25 年 5 月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)が成立した。平成 27 年 10 月から国民一人ひとりにマイナンバーが通知され、平成 28 年 1 月からマイナンバーの利用が順次開始されている。こうした状況を踏まえ、社会保障・税番号制度の具体的な制度設計等を踏まえつつ、医療等分野における番号の必要性や具体的な利用場面等について検討を行うことを目的に、政策統括官(社会保障担当)による研究会として「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」が設置され、また医療現場を担う三師会を中心とした三師会声明と中間とりまとめを具現化し、現場から制度やシステムを検討・提言・実現するため、日本医師会内に「医療分野等 ID 導入に関する検討委員会」も設置された。これらには歴代の日歯担当常務理事も参画し議論を行ってきたところである。なお、医療に係る個人情報の保護については、平成 15 年 5 月の個人情報保護法制定時に、「高いレベルの個人情報の保護が求められている分野について、個別法を早急に検討すること」とした衆参両院による付帯決議がなされたが、その後 10 年以上が経過するも、医療分野における個人情報保護の個別法は策定されていない。そのような中、日本歯科医師会は日本医師会・日本薬剤師会とともに、医療等分野においてマイナンバーを利用すべきでないとして強く主張するとともに、国民の医療、尊厳を守る立場から、医療等分野で必要とされる番号に関連した法制度、その他関係制度のあり方等に関する三師会意見統一を行い「医療

等 ID に係る法制度整備等に関する三師会声明」を発表し、反対の姿勢を示した。結果的に、「中間まとめ」(平成 26 年 12 月)においてその主張が盛り込まれ「医療現場ではマイナンバーは用いない」との結論に至った。なお、本まとめにおいて「医療等分野における連携、また、医学・医療における研究等にはマイナンバーとは別の番号(符号)を用いることが望ましい」、「医療等分野における番号(符号)は必ずしも悉皆性や唯一無二性を担保する必要はないが、その利用する分野においてはその個人と一意性を持つことは必要である」とされ、今後の検討課題とされた。その後、中間まとめまでの検討の成果に加えて、今後の法整備の状況等を踏まえ、医療等分野の情報連携に用いる「識別子(ID)」の具体的な制度設計等について整理し、平成 27 年 12 月に「報告書」がまとめられた。平成 28 年度においては、同報告書の内容を踏まえ、厚労省において複数の関係調査事業が行われたところであり(議事非公開)、平成 29 年度以降も関係省庁(総務省等)とも連携したより具体的な検討が予定されている。

また政府は「日本再興戦略改定 2016」において医療保険のオンライン資格確認および医療等 ID (保健医療分野の情報連携に用いる識別子) 制度を 2018 年度から段階的に運用開始することなどを閣議決定している。

日本歯科医師会歯科医療 IT 化検討委員会では機微性の高い個人情報である医療情報を保護し目的外使用が行われないよう留意しつつ、医療データを安全に共有することで高度な医療・介護を目指すことも重要であるとした答申を行ったところである。また、個人番号カードの普及促進にもらんだ医療保険のオンライン資格確認が平成30年度から段階的に導入されることに備える必要性についても言及した。歯科診療所の電子レセプト普及率(支払基金調べ)は平成 29 年 3 月診療分での件数ベースでは 96.0%、医療機関数ベースでは 87.3%が対応しているものの、オンライン請求に限っては医療機関数ベースで 14.7%に留まっている。(光ディスク等電子媒体によるものは 72.6%だった。)こうした現状のままオンライン資格確認制度が開始されても対応できる歯科医院は少ないのが現状である。併せて地域医療連携用 ID (仮称) によってどのような体系で連携が実践されていくのかについても今後の注視が必要である。

また、地域医療連携(地域包括ケアシステム等)における公的個人認証(HPKI カード)の在り方についても検討した(図1)。



登録局は、適切な申請者の本人確認、登録の業務を行い、発行局への証明書発行要求を行う。なお、証明書登録の業務は、発行、失効を含む。

但し、登録局は認証局の運営主体で定めるCPS:認証局運用規定(Certification Practice Statement)の遵守及び個人情報の厳正な取り扱いを条件に、契約を取り交わすことで業務の一部を外部に委託することができる。

保健医療福祉分野PKI認証局 署名用証明書ボリン(平成22年3月 厚生労働省)

図1 日本歯科医師会におけるHPKIの成り立ち

HPKI(Healthcare Public Key Infrastructure)とは、保健医療福祉分野公開鍵基盤の略語であり、保健医療福祉分野における法的資格をネットワーク上で証明することが可能な電子署名の公開鍵基盤である(図2)。

◆ 医師資格証の外観 ◆



- ① 医師資格証(名称)
- ② 氏名/生年月日
- ③ 日医会員ID医籍登録番号
※日医非会員の方は「非会員」と印字されます
- ④ 医師資格証の有効期限
・医師資格証の有効期限:発行日より5年間
・電子証明書の有効期限:発行日より5年間
- ⑤ 医師資格証所持者の写真
※発行申請書に貼付した写真が印刷されます
- ⑥ カードID
※医籍登録証ごとに、一意のIDが与えられます
- ⑦ 医師資格証の発行日
※申請日とは異なります

図2 医師資格証(出典:日本医師会電子認証センターHP)

国家資格を有する歯科医師も当然 HPKI の発行対象となる為、日本歯科医師会が認証局を立ち上げ、厚労省の認証局との相互接続によって正式な認証機関としての運用を目指すべきとの意見を答申したところである。

現時点における地域医療連携のシーンにおいて、HPKI は必需である段階にまでは至っていないのが実情ではあるものの、国家資格を法的に証明できる資格証によって正式に認証された医療者とそうでない医療者が混在している状態は望ましいとは言えない(図3)。また災害時における避難所等における資格証明書としても役立つことや日本歯科医師会の会員証としてワンカード化を目指すなどの意義もある。ただし日本歯科医師会認証局を設置できたとして、発行局は日本医師会に委託する費用面での問題や、個々の歯科医師の認証については各都道府県歯科医師会や群市区歯科医師会の協力が不可欠であるなど、解決すべき問題は山積している。費用対効果も含めて慎重な検討は必要であろう。

地域医療連携情報ネットワークの全体イメージ

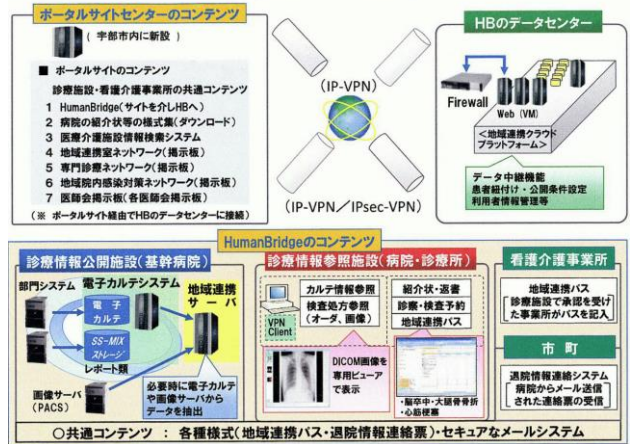


図3 地域医療連携情報ネットワークの全体イメージ (出典:日本医師会電子認証センターHP)

まとめ

極めてセンシティブな個人情報である医療情報を扱う上で留意すべき多くの事項を踏まえつつ、医療・介護のシーンにおいて如何にして効率よく多職種の連携を図るか、あるいは如何にして個人が自己の医療記録を閲覧できる仕組みを構築するのか、あるいは巨大な医療情報を基に統計解析を行い、医学の進歩や国民の健康向上に寄与するにはどうすればよいか。国や三師会を中心とする議論はまだ始まったばかりである。日本歯科医師会としての立場をどのような方向性で確固たるものにし、どのように社会貢献すべきなのか今後も鋭意検討していきたい。

参考文献

- [1] 杉山 茂夫.地域包括ケアシステムにみる歯科医療機関の参加とICTの利活用について. 第36回医療情報学連合大会 36th JCMJ(Nov.,2016)
- [2] 石川 広己, 田尻 泰典. 医療情報連携の基盤構築の今後と課題.第36回医療情報学連合大会 36th JCMJ(Nov.,2016)